

たか の おさむ
高 野 修

学位の種類 法 学 博 士
学位記番号 法 博 第 18 号
学位授与年月日 昭和 5 6 年 3 月 2 5 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 1 項該当
研究科、専攻 東北大学大学院法学研究科
(博士課程後期 3 年の課程) 公法学専攻
学位論文題目 「国家法秩序と私的当事者の自主秩序」
一学校、道路の建設維持及び地方自治行政に関する
プロイセン上級行政裁判所の判決を素材として一
論文審査委員 (主査)
教授 藤 田 宙 靖 助教授 森 田 寛 二

論 文 内 容 の 要 旨

本論文「国家法秩序と私的当事者の自主秩序」は、近代プロイセン国家法制の確立期において、いわゆる「上からの近代化」が、中央集権的国家権力の手による従前の法秩序の一方的排除という形によってではなく、それ自体は前近代的な諸々の利益団体、地域団体、身分階層等の内部秩序(本論文のいう「私的当事者の自主秩序」)を尊重し、漸次国家法として取り入れて行くことによって行われていったという過程を、学校の建設・維持の費用負担(第一節)、道路の建設・維持の費用負担(第二節)、地方自治行政上の受益と負担等(第三節)をめぐる、プロイセン上級行政裁判所の膨大な数に上る判決例の克明な検討・分析によって実証しようとするものである。

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

論者は別に19C後半から20C初頭にかけてのドイツ行政法学において、その慣習法としての性質と効果について多くの疑義のあった「Observanz」について、その実体は、上記の意味での近代以前からの由来を持つ「私的当事者秩序」であったのであり、当時の議論の混乱は、

本来多元的な法源論的背景を持つ法概念を、一元的な法源論の下で平面的に論じることによって生じたものであるとの指摘を行い（参考論文「オブゼルヴァンツObservanz考」）、このような見地から、公法学における「客観法」、「主観的権利（法）」等の概念の意味等につき鋭い指摘を行っているが、本論文は、この主張をも具体的に立証するものであり、行政慣習法論、学校行政法、道路行政法、地方自治法の諸分野に類を見ない貴重な貢献をするものとして、法学博士の学位論文と認めるに適切なものと評価される。